

令和6年

行方市農業委員会

第12回総会会議録

(令和6年10月25日)

令和6年10月25日 行方市農業委員会第11回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第81号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第82号	農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について
議案第83号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第84号	買受適格証明書の発行及び落札後の農地法第3条許可処分について
議案第85号	現況証明願について
議案第86号	なめがた新規就農活力応援補助金交付対象者の推薦について
議案第88号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用集積等促進計画案の意見決定について
報告第48号	制限除外の移動届の受理について
報告第49号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第50号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第51号	農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について

2 本日の出席委員

1番 一村 栄	3番 大原 一美	4番 野口 浩
5番 木村 守	6番 阿部 力男	7番 飯島 清
8番 関口 順一	9番 谷田川 栄	10番 近藤 芳子
11番 茂木 孝	12番 橋本 清	13番 横瀬 忠美
14番 本澤 雅雄	15番 風間 啓次	16番 小沼 正二
17番 郡司 正彦	18番 椎名 勇	19番 高塚 利英

本日の出席推進委員

1番 深澤 泉	2番 平山 正	4番 宮寄 春樹
5番 箕輪 澄子	6番 森山 正一	7番 小澤 信一
8番 山崎 雄一	9番 一條 克之	10番 小嶋 得男
11番 横田 俊信	12番 宇井 勝之	13番 野原 賢一
14番 川島 隆道	15番 石田 充春	16番 千ヶ崎 敏男

3 本日の欠席委員

2番 豊村 由貴

本日の欠席推進委員

3番 金田 景行

4 議事内容

(開会宣言) 午後 3時00分

(議長選出)

事務局 それでは、これから総会のほうを開会しますけれども、事前に資料の閲覧準備のほうをお願いいたします。よろしいですか。

それでは、議事日程に入ります。

議長につきましては、農業委員会規則第5条の1項により、椎名会長に議長としての議事の進行をお願いいたします。

(委員の出席状況)

議長 まずは資格審査報告です。

ただいまの出席委員は18名、欠席委員は1名ですので、定数に達しておりますので、令和6年行方市農業委員会第12回総会を開会いたします。

(会議録署名人の指名)

議長 日程第1、会議録署名人の指名について。

議長において次のように指名いたします。

5番木村 守委員 6番阿部力男委員。

(書記の任命)

議長 次に、日程第2、総会書記の任命については、事務局の稲田事務局長補佐、箕輪係長を任命します。

(会期の決定)

議長 次に、日程第3、会期の決定であります。本総会の会期を本日1日といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

全員 異議なし。(全員一致)

議長 異議なしと認め、会期は本日1日といたします。

(経過報告)

議長 次に、日程第4、経過報告について、事務局より報告願います。

事務局 私から10月の行事経過報告について報告させていただきます。

前回の総会以降の経過ということになります。

まず、9月26日でございます。農業者年金加入推進特別研修会ということで、静岡県の駿河区のほうで農業者年金加入推進に係る事例発表ということで、事務局で事例発表をしてきてございます。

9月28日、行方ライオンズクラブ結成10周年記念式典ということで、こちらに鹿島セントラルホテルで開催されました記念式典に会長が出席しております。

10月2日、農業委員・農地利用最適化推進委員研修ということで、小美玉市の小川文化センターで新任委員・推進委員及び事務局参加の下、研修を実施しております。

10月3日、いばらき農業委員会女性協議会第2回役員会、こちらが茨城県農業共済組合の連合会で開催されております。こちらに近藤委員が出席されております。
10月16日、農業委員会会長・事務局長会議が茨城県の市町村会館で開催されてございます。こちら講演及び農業会議の今後の事業推進等について検討してございました。こちら会長と事務局で出席しております。
そして、10月25日、本日でございます。第12回総会ということになってございます。
以上でございます。

(議案の審議)

議長 次に、本日の議事は、別紙議事日程のとおりです。

(議案第81号)

議長 それでは、日程第5、議案の審議に入ります。

議案第81号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第81号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について、下記のとおり許可申請があったので提案する。令和6年10月25日提出、行方市農業委員会 会長 椎名 勇。

案件につきましては、第7項までとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。

なお、第1項から第7項におきまして、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議長 1項ごとに審議いたします。1項の調査員より調査の報告を求めます。16番、小沼委員。

16番 16番、小沼です。1項の調査報告をします。

この調査には、麻生・太田、4人で調査をしておりました。

譲受人は、行方市富田、72歳の農業の男性の方です。譲渡人は、兵庫県明石市、無職、72歳の男性の方です。申請理由は、農業経営の規模拡大、区分は売買による所有権移転です。2人は同級生で、明石市に娘がいるので、用地を手放して行方市を去りたいということです。譲受人は、田畑合わせて1万5,420平米、水稲、バレイショ、年間260日、農機具もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 調査の結果は、農機具等もそろっておりということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全員 異議なし。(全員一致)

議長 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。

議長 次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。9番、谷田川委員。

9	番	<p>9番、谷田川です。第2項の調査報告をいたします。</p> <p>なお、調査については、麻生・太田両地区、4名で調査をしてみました。</p> <p>譲受人は、市内矢幡在住、70代の会社員の男性、渡人は、市内石神在住、60代の農業の男性です。申請事由については、果樹園として農作業に従事したいとのことです。区分については売買による所有権の移転です。場所は、受人の自宅の隣になります。調査の結果、農機具等もそろっており、何ら問題ないものと調査してみました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。</p>	
議	長	<p>調査の結果は、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>	
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>	
議	長	<p>異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。</p>	
議	長	<p>次に、3項、4項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。10番、近藤委員。</p>	
1	0	番	<p>10番、近藤でございます。3項、4項については関連がございますので、一括で報告いたします。</p> <p>調査には本澤委員、小嶋、横田両推進委員さんに協力をしていただきました。</p> <p>3項について受人は、行方市在住、40歳の自営業の男性です。渡人は、行方市在住、73歳の無職の女性の方です。4項の渡人は、銚田市在住、80歳、無職の男性の方です。受人は、水稻1万5,017平米、サツマイモ2万3,480平米を作付しております。申請事由は、農業経営規模拡大のため、区分は売買による所有権移転です。農業従事日数も300日以上、農機具もそろっております。今回権利を設定しようとする土地は、県道銚田島並線、長野江消防署から北へ500メートルほどの距離でございます。規模拡大したいためとのことであり、何の問題もなく許可相当と調査してみました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。</p>
議	長	<p>調査の結果は、規模を拡大したく、農機具もそろっており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>	
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>	
議	長	<p>異議なしと認め、3項、4項は原案のとおり可決いたします。</p>	
議	長	<p>次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。15番、風間委員。</p>	
1	5	番	<p>15番、風間です。5項の調査報告をいたします。</p> <p>今回の調査は、関口、飯島両委員さん、推進委員の石田、千ヶ崎委員さんとともに調査してみました。</p> <p>譲受人は、市内谷島地区在住、76歳、農業の男性です。田畑合わせて3万6,203平米を耕作しております。譲受人は、市内玉造乙地区在住、45歳、アルバイトの女性と、同じく市内玉造乙地区在住、無職、83歳の女性です。申請事由は、農業経営の拡大と充実のためです。区分は、贈与による所有権移転となります。調査の結果、問題ないものと調査してみました。ご審議のほどよろしくお願ひし</p>

		ます。以上です。
議	長	調査の結果は、何の問題もなく許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。16番、小沼委員。
1	6	16番、小沼です。椎名会長の案件で代読します。第6項の調査報告をします。調査には野口委員、推進委員の森山さん、箕輪さんの協力をいただきました。受人は、行方市小高、農業の法人です。渡人は、行方市行戸在住の72歳の女性の方です。申請理由は、農業経営の規模拡大です。区分は売買による所有権移転です。権利取得後の経営面積は9万5,727平米となります。土地までの時間は約20分、農機具もそろっており、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、7項の調査委員より調査の報告を求めます。4番、野口委員。
4	番	4番、野口です。第7項の調査報告をいたします。 この案件につきましては、椎名会長、森山、箕輪両推進委員の4名で調査してまいりました。 譲受人は、行方在住、75歳の男性、譲渡人は、同じく行方在住の87歳の女性です。申請理由は、農業経営の拡大のためということで、区分は売買による所有権の移転です。譲受人は、農作業年300日を超えており、農機具等もそろっており、場所も距離も自宅より1キロ以内、5分程度で特に問題はありませんでした。ご審議よろしくをお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、自宅より5分ぐらい、農機具等もそろっているということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。
		(議案第82号)
議	長	議案第82号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局
		議案第82号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について、下記のとおり許可申請があったので提案する。令和6年10月25日提出、行方市農業委員会会長 椎名 勇。 案件につきましては、第1項のみとなっております。事務局説明につきましては、

事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。以上です。

- 議 長 1 項の調査員より調査の報告を求めます。16番、小沼委員。
1 6 番 16番、小沼です。椎名会長の案件でございます。第1項の調査報告をします。
調査には、野口委員、推進委員の森山さん、箕輪さんの協力をいただきました。
申請人は、行方市島並在住の69歳の男性の方です。申請理由は、RVパーク駐車場
です。自営の鉄工所の資材置場として2年ほど使用しました。今後はキャンピング
カーの駐車場を提供し、キャンプ等に取り組みたいということです。行方市の観
光事業に寄与したいということでした。行方市の地域課題を解決し、事業支援補助
金の交付、国土交通省関連で関東地方整備局の許可等の関係書類も添付しており、
許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしく願いたします。以
上です。
- 議 長 調査の結果は、関係書類も添付してあり、許可相当ということでした。審議をお願
いたします。ご異議ございませんか。
- 全 員 異議なし。(全員一致)
議 長 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。

(議案第83号)

- 議 長 議案第83号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴
う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
- 事 務 局 議案第83号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴
う転用許可について、下記のとおり許可申請があったので提案する。令和6年10
月25日提出、行方市農業委員長 椎名 勇。
案件につきましては、第5項までとなっております。事務局説明につきましては、
事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。以上です。

- 議 長 1項、2項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告
を求めます。8番、関口委員。
8 番 8番、関口です。第1項、第2項は関連がありますので、調査報告をいたします。
この案件は、風間委員、飯島委員、石田推進委員、千ヶ崎推進委員とともに現地調
査を行ってまいりました。
譲受人の方は、広島県広島市に在住する会社法人代表取締役の男性です。譲渡人の方
は、市内沖洲在住の60歳代の男性です。申請事由は、太陽光発電施設用地の設
置で、区分は売買による所有権移転です。譲渡人は、費用がかかるため今後も耕作
できないために譲受人の役に立ちたいということで、譲受人は、広島県の会社の経
営者であります。申請地に用いる施設はモジュール144、発電量は44.55キ
ロワットになります。現地は羽生郵便局より国道355号線を小美玉方面に1キロ
先の左側です。現在は休耕地になっております。調査の結果、事業計画書、資金計
画書もそろっており、許可相当と思われます。また、2項のほうも同じ方で、モジ
ュールは168台、発電量は49.5キロワットの予定です。場所は、先ほどと同

じになっております。現在はやはり休耕地です。調査の結果、事業計画書、資金計画書もそろっており、許可相当と調査をしまいいりました。皆様のご審議をよろしく願ひいたします。以上です。

議 長 調査の結果は、事業計画書などの関連資料も添付してあり、許可相当ということでした。審議を願ひいたします。ご異議ございませぬか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、1項、2項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、第3項の調査員より調査の報告を求めます。8番、関口委員。

8 番 8番、関口です。3項について調査報告をいたします。

この案件は、風間委員、飯島委員、石田推進委員、千ヶ崎推進委員とともに現地調査を行いました。

譲受人の方は、東京都渋谷区に在住する会社法人代表取締役の男性です。譲渡人は、市内沖洲在住の50歳代の男性です。申請事由は、太陽光発電施設用地の設置で、区分は売買による所有権移転になります。譲渡人は、今後も耕作できないため、譲受人の役に立ちたいということです。申請地に用いる設備はモジュール180枚、発電量は49.5キロワットの予定です。現地は羽生郵便局より国道355号を小美玉市方面に1キロ先に行った左側です。現在は休耕地になっております。調査の結果、事業計画書、資金計画書もそろっており、許可相当と調査をしまいいりました。皆様のご審議をよろしく願ひいたします。以上です。

議 長 調査の結果は、耕作もできず後継者もないということで、許可相当ということでした。審議を願ひいたします。ご異議ございませぬか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、4項、5項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。7番、飯島委員。

7 番 7番、飯島です。4項、5項につきまして関連がありますので、一括で調査報告をいたします。

この案件につきましては、風間・関口両委員と石田・千ヶ崎両推進委員さんの協力の下、調査してまいりました。

まず、譲受人の方は、4項、5項とも千葉県千葉市に在住するソーラー電力合同会社の代表の男性と電力会社の男性でございます。譲渡人は、まず4項の方は銚田市借宿在住の61歳の男性です。5項の方は、市内芹沢に在住する67歳の女性です。申請事由につきましては、4項、5項とも太陽光発電設備で、区分については売買による所有権移転でございます。場所につきましては、県立高校から500メートル近くで、市道、それから旧鉄道敷、それから両方宅地に囲まれた土地でございます。現在は休耕地になっております。4項、5項とも必要書類も添付されておありまして、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく願ひいたします。

議	長	調査の結果は、必要書類も添付してあり、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、4項、5項は原案のとおり可決いたします。
		(議案第84号)
議	長	議案第84号 買受適格証明書の発行及び落札後の農地法第3条の許可処分についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	議案第84号 買受適格証明書の発行及び落札後の農地法第3条の許可処分について、下記のとおり証明願があったので、証明書の発行及び落札後の農地法第3条許可処分について提案する。
局		なお、当該買受適格証明書の交付を受けた者が最高価買受申出人又は次順位買受申出人となり、当該許可の申請書を提出した場合において、行方市農業委員会会長が、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、許可をしてよろしいか併せて提案する。令和6年10月25日提出、行方市農業委員会会長 椎名勇。
		案件につきましては、第4項までとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。以上です。
議	長	1項の調査委員より調査の報告を求めます。16番、小沼委員。
1	6	16番、小沼です。1項の調査報告を行います。これは椎名会長の案件でございます。
		調査には、野口委員さん、推進委員の森山さん、箕輪さんの協力をいただきました。
		申請人は、行方市島並在住の69歳の男性です。土地は自宅の6メートル後ろで、親戚の畑ということでした。申請人が管理していました。調査の結果、買受人として適格であると調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、買受人として適当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は証明書を交付することに決定します。
議	長	2項、3項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。5番、木村委員。
5	番	5番、木村です。調査は、私と高塚さん、豊村さんで行って行いました。豊村さんに代わって報告いたします。
		申請人は、市内玉造甲在住、70代の農業の男性です。申請事由は、公売に参加し、農業経営の安定を図るため規模拡大をしたいとのこと。申請人は、現在、1,686アールを耕作し、作物は主に水稲、露地野菜です。年間従事日数も30

		0日、通作距離は約2キロ、農業器具等もそろっており、調査の結果、買受適格証明の交付は妥当だと思われま。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。
議 全 議	長 員 長	調査の結果は、規模拡大をしたいという趣旨で、今回の公売の証明書を発行するに異議はないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、2項、3項は証明書を交付することに決定します。
議 9	長 9番	4項の調査員より調査の報告を求めます。9番、谷田川委員。 9番、谷田川です。第4項の調査報告をいたします。 調査については、麻生・太田両地区、4名で調査をしてまいりました。 申請人は、市内石神在住、70代の農業の男性です。願出要旨は、農業経営の安定を図るための規模拡大です。申請人は、現在施設を含め、田畑合わせて6万3,000平米ほど親子3人で耕作しております。農機具等もそろっており、買受人として適格であると調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。
議 全 議	長 員 長	調査の結果は、農機具等もそろっており、買受人として適格ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、4項は証明書を交付することに決定します。 追って、お諮りします。 ただいま証明書を交付することに決定した1項、2項、3項、4項について本証明書の交付を受けた者が、最高価買受申出人または次順位買受申出人となり、当該許可の申請書を提出した場合において、本職が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めるときを除き、許可することにご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、許可することに決定します。
		(議案第85号)
議 事 局	長	議案第85号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願います。 議案第85号 現況証明願について、下記のとおり証明願があったので提案する。令和6年10月25日提出、行方市農業委員長 椎名 勇。 案件につきましては、第5項までとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。以上です。
議 1 7 番	長 17番	1項ごとに審議いたします。1項の調査委員より調査の報告を求めます。17番、郡司委員。 17番、郡司です。第1項の調査報告をいたします。 この案件については、宇井推進委員とともに調査してまいりました。

		申請人は、70代で、行方市藤井に在住し、パートの方です。申請事由については、地目変更登記のための非農地証明の交付になります。場所は、行方病院より南へ約2キロのところになります。この土地は昭和62年の頃から耕作しておらず、現在は山林化している状況でした。農地に復元するのは極めて困難な状況であると判断し、非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、山林化しており、農地への復元は困難ということでした。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は証明書を交付することに決定いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。16番、小沼委員。
1	6	16番、小沼です。2項の調査報告をします。 この調査には、麻生・太田、4人で調査をしてまいりました。 申請人は、稲敷市、70代の男性の方です。願出要旨は、地目変更登記のため、区分は非農地証明です。現地を確認してまいりましたが、20年前から進入路として使用していて、復元するのも困難な状況です。場所は麻生のタクシー会社前になります。証明願の発行に何ら問題ないと調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議	長	調査の結果は、20年前から何も作っていない。進入路も山林化しておるということでした。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、2項は証明書を交付することに決定いたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。8番、関口委員。
8	番	8番、関口です。3項についてご報告いたします。 この案件は、風間委員、飯島委員、石田推進委員、千ヶ崎推進委員とともに現地調査を行いました。 申請人は、市内沖洲在住の80歳の男性です。申請事由は、非農地証明の交付となります。申請地は、羽生郵便局より国道355を小美玉市方面に向かい1.4キロのところです。申請地を確認したところ、平成16年より耕作しておらず、山林化しており、農地に復元することが困難であると判断し、非農地証明の交付が妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。
議	長	調査の結果は、山林化しており、農地への復元が困難、非農地証明の交付相当ということでした。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、3項は証明書を交付することに決定いたします。
議	長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。16番、小沼委員。
1	6	16番、小沼です。椎名会長の案件です。4項の調査報告をします。

この調査には、野口委員、推進委員の森山さん、箕輪さんの協力をいただきました。

申請人は、行方市小高在住の男性の方です。願出要旨は、地目変更登記のため、区分は非農地証明です。現地を確認したところ、20年前くらいから耕作していないということで、山林化しておりました。農地に戻すことは無理ということで、非農地証明交付相当と調査をしてみいました。皆様のご審議よろしくお願ひします。以上です。

議 長 調査の結果は、山林化しており、非農地証明交付相当ということでした。ご審議をお願ひいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、4項は証明書を交付することに決定いたします。

議 長 次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。8番、関口委員。

8 番 5項についてご報告いたします。

この案件は、風間委員、飯島委員、石田推進委員、千ヶ崎推進委員とともに現地調査を行いました。

申請人は、市内沖洲在住の70歳代の男性です。申請事由は、非農地証明の交付となります。申請地は、羽生郵便局より国道355を小美玉市方面に向かい1.4キロのところ。申請地を確認したところ、平成15年より耕作しておらず、山林化しており、農地に復元することは困難である状態と判断し、非農地証明の交付が妥当であると調査をしてみいました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 調査の結果は、山林化しており、非農地証明交付相当ということでした。ご審議をお願ひいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、5項は証明書を交付することに決定いたします。

(議案第86号)

議 長 議案第86号 行方市農業振興地域整備計画変更に係る意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願ひます。

事 務 局 議案第86号 行方市農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について、別紙のとおり意見を求められたので、提案する。令和6年10月25日提出。行方市農業委員会会長、椎名 勇。

別紙資料ナンバー1をご覧いただきたいと思います。

令和6年10月10日付で行方市長より農業委員会会長宛てに農業振興地域整備計画変更に係る意見を求められております。今回の申請は12件の申請がございました。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。以上です。

議 長 1項ごとに審議いたします。1項の調査員より調査の報告を求めます。10番、

		近藤委員。
1	0	番
		10番、近藤でございます。1項について報告いたします。
		現地調査は、本澤委員さん、小嶋・横田両推進委員さんで行いました。
		除外申出地は、水戸鉦田佐原線複合団地入り口より東へ1キロほどのところでございます。除外申出理由については、自己住宅を建設及び宅地の敷地拡張のためということです。面積は201平米となります。申出地は、父所有の土地で、数年前、二度の台風、大雨により家屋の裏側の土砂が流されてしまい、家屋の倒壊の危険が非常に高まり、緊急を要したため、許可を得ずに申請地に盛土を着工してしまいました。始末書、同意書、土地改良区の意見書も添付されており、事業の必要性、周辺農地の営農にも大きな支障を及ぼさないため、変更もやむを得ないものであると判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、災害のため盛土をしてしまったということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は農用地区域から除外することに異議がないものと決定いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。9番、谷田川委員。
9	番	9番、谷田川です。第2項の調査報告をいたします。
		調査については、麻生・太田両地区、4名で調査をまいりました。
		申出者は、市内石神在住、会社員の男性です。変更区分は除外、目的は、自己用住宅の建築です。面積は1,198平米のうちの497.9平米。現在の住居が手狭になったため、隣の義父所有の土地に建築したいということです。調査の結果、この申請地を農振除外することについて許可相当と調査をまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、自己用住宅を建てるということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、2項は農用地区域から除外することに異議がないものと決定いたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。3番、大原委員。
3	番	3番、大原です。3項の調査報告をいたします。
		調査については、阿部委員と調査をまいりました。
		申出人は、市内行方在住の農業の男性です。変更区分は除外です。目的については、子供世帯と生活様式が異なるため、新たに自己用住宅の建築、敷地内の接道のためです。新築及び既存の住居とそれぞれの路地を設けなければ建築基準法に抵触し、建築できないため、除外をするものとなっています。調査の結果、問題ないものと調査をまいりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、自己用住宅進入路の是正ということでした。審議をお願いいたしま

		す。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、3項について、農用地区域から除外することに異議がないものと決定いたします。
議 1 6	長 番	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。16番、小沼委員。 16番、小沼です。椎名会長の案件でございます。4項の調査報告をします。調査には野口委員、推進委員の森山さん、箕輪さんの協力をいただきました。 事業計画者は、行方市小高在住の24歳の男性の方です。年内に結婚し、家族も増えるので、自己住宅を建築したいと思っていたところ、祖父から提案があり、現在、住宅に隣接した祖父所有の申請地に住宅建築の承諾をいただきましたので、農振除外をお願いしたいところでした。調査の結果、許可相当と調査をしまいいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。以上です。
議	長	調査の結果は、結婚して家族が増えるので、自己用住宅を建築したいということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、4項について、農用地区域から除外することに異議がないものと決定いたします。
議 8	長 番	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。8番、関口委員。 8番、関口です。5項の申請についてご報告いたします。 この案件は風間委員、飯島委員、石田推進委員、千ヶ崎推進委員とともに現地調査を行いました。 申出人は、市内浜に在住する会社法人代表取締役の男性です。申請事由は、年間300棟余りの建物を施工しておる会社であります。安定した資材の供給や管理などが必要であり、また国道354や国道355に近く、アクセスがよいため、資材置場として農振除外を申請いたします。申請地は、国道354添いのすし店より東へ100メートルのところ。現在は休耕地となっています。調査の結果、事業計画書、資金計画書もそろっており、許可相当と調査をしまいいりました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、資材置場として使いたいということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、5項について、農用地区域から除外することに異議がないものと決定いたします。
議 8	長 番	次に、6項、7項、8項については関連がありますので、一括審議といたします。 調査員より調査の報告を求めます。8番、関口委員。 8番、関口です。6項、7項、8項は関連がありますので、一括してご報告いたします。

	この案件は、風間委員、飯島委員、石田推進委員、千ヶ崎推進委員とともに現地調査をしまりました。
	申出人は、広島県広島市に在住する会社法人代表取締役の男性です。申請事由は、太陽光発電の設置です。土地所有者は、土地の維持管理の手間と費用を考えて、その上で早く手放したいと。会社は休耕地を利用して太陽光発電設備を進めたく、両者の意思が合致したためです。申請地は、羽生郵便局より国道355を小美玉市に向かい1.4キロのところ。現在は申請地6項、7項、8項とも休耕地になっております。調査の結果、事業計画書、資金計画書もそろっており、許可相当と調査をしまりました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。
議	長 調査の結果は、太陽光発電、事業計画書、その他書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願ひいたします。ご異議ございせんか。
全	員 異議なし。(全員一致)
議	長 異議なしと認め、6項、7項、8項について、農用地区域から除外することに異議がないものと決定いたします。
議	長 次に、9項、10項について関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。8番、関口委員。
8	番 8番、関口です。9項、10項は関連がありますので、関連してご報告いたします。
	この案件は、風間委員、飯島委員、石田推進委員、千ヶ崎推進委員とともに現地調査を行いました。
	申出人は、東京都渋谷区に在住する会社法人の代表取締役、男性です。申請事由は、太陽光発電設備の設置です。土地所有者は、土地の維持管理に苦慮しており、土地の有効活用をしたいという意向と、会社は休耕地を利用し、電力事業を推進したいという両者の意向が合致したものです。申請地は、羽生郵便局より国道355号線を小美玉市に向かい1.4キロのところ。現在は9項、10項の土地は休耕地となっております。調査の結果、事業計画書、資金計画書もそろっており、許可相当と調査をしまりました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。
議	長 調査の結果は、休耕地で太陽光発電、事業計画書も添付してあり、許可相当ということでした。審議をお願ひいたします。ご異議ございせんか。
全	員 異議なし。(全員一致)
議	長 異議なしと認め、9項、10項について、農用地区域から除外することに異議がないものと決定いたします。
議	長 次に、11項の調査員より調査の報告を求めます。9番、谷田川委員。
9	番 9番、谷田川です。11項の調査報告をいたします。
	調査については、麻生・太田地区、4名で調査をしまりました。
	申出者は、鹿嶋市内の太陽光事業を営む法人です。変更区分は除外。目的は太陽光発電です。面積は1,476平米。この土地は長年耕作されておらず、現在、耕作

放棄地状態になっております。調査の結果、この申請地を農振除外することについて許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 調査の結果は、長年耕作放棄となっており、そこで太陽光発電ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、11項について、農用地区域から除外することに異議がないものと決定いたします。

議 長 次に、12項の調査員より調査の報告を求めます。13番、横瀬委員。

1 3 番 12項の調査報告をいたします。
この案件につきましては、茂木委員、森山推進委員とともに調査してまいりました。

議 長 場所は、特老の反対側辺りになります。休耕地でほとんど一面が太陽光発電事業の場所になっております。休耕地を使い、ほったらかにしておけないというとか、自分の土地も分からないほどのものでした。計画書も整っており、問題ないものと調査してまいりました。皆さんのご審議よろしく申し上げます。

議 長 調査の結果は、休耕地で太陽光発電ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、12項について、農用地区域から除外することに異議がないものと決定いたします。

(議案第87号)

議 長 議案第87号 なめがた新規就農活力応援補助金交付対象者の推薦についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第87号 なめがた新規就農活力応援補助金交付対象者の推薦について、別紙のとおり推薦を求められたので提案する。令和6年10月25日提出、行方市農業委員会 会長 椎名 勇。
別紙資料ナンバー2をご覧くださいと思います。
行方市長より農業委員会会長宛てに推薦の依頼がございました。交付申請書のとおり、手賀在住の農業後継者と山田在住の農業後継者となります。以上です。

議 長 1項ごとに審議いたします。1項の調査員より調査の報告を求めます。19番、高塚委員。

1 9 番 19番、高塚です。1項について調査報告をいたします。
調査には、木村委員、地元の野原推進委員に同行をいただきました。
申請人は、市内手賀在住、40代の農業の男性の方です。9月に新規就農し、両親のもと、技術習得に励んでおります。現在、カンショの掘り取り収穫に精を出しております。今後は経営の移譲を受け、経営の規模拡大もするそうです。地区内には同級生が後継者として数人おり、今後は楽しみなものであります。よって、なめが

		た新規就農活力応援金推薦交付相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。
議 全 議	長 員 長	調査の結果は、経営移譲を間もなく有し、さらに頑張るということで、補助金許の可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、1項は、なめがた新規就農活力応援補助金交付対象者として推薦することに異議がないものと決定いたします。
議 1 3	長 番	次に、2項の調査委員より調査の報告を求めます。13番、横瀬委員。 13番、横瀬です。 この案件につきましても茂木委員、推進委員の委員さんと一緒に調査してまいりました。 なめがた新規就農活力応援補助金交付申請について、市内山田に住む40歳の男性です。親元就農ですが、チンゲンサイの契約栽培を行っており、数量、金額的にも安定していると思われませんが、資材の高騰、栽培物を提供しながら、家族を守っていききたいということです。親も口を出さずに指導していききたいと言っております。問題のない案件と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。
議 全 議	長 員 長	調査の結果は、親元就農、そして今後も頑張るということで、補助金交付相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、2項は、なめがた新規就農活力応援補助金交付対象者として推薦することに異議がないものと決定いたします。
		(議案第88号)
議 事 務 局	長	次に、議案第88号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用集積等促進計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。 議案第88号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定について、下記のとおり意見を求められたので提案する。令和6年10月25日提出、行方市農業委員長 椎名 勇。 別紙資料ナンバー3をご覧いただきたいと思います。 行方市長より農業委員長宛てに農用地利用促進計画(案)に関わる意見を求められております。計画(案)は令和6年12月1日始期の新規設定2件、3筆、2,014平米となります。詳細につきましては、次のページの一覧表でご確認いただきたいと思います。以上です。
議 全 議	長 員 長	ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用集積等促進計画案の意見決定については、原案のとおり決定いたします。

議	<p>長 (報告第48号) (報告第49号) (報告第50号) (報告第51号)</p> <p>次に、報告案件に入ります。</p> <p>報告第48号 制限除外の移動届の受理について、報告第49号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告第50号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第51号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、以上の報告案件について、一括して事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>報告第48号 制限除外の移動届の受理について、下記のとおり報告する。令和6年10月25日提出、行方市農業委員会長 椎名 勇。</p> <p>案件につきましては、第2項まであります。上山線1号、2号線の接続変更工事に伴う鉄塔の新設用地及び工事用地のための届出となります。</p> <p>続きまして、報告第49号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、下記のとおり報告する。令和6年10月25日提出、行方市農業委員会長 椎名 勇。</p> <p>こちらにつきましては、相続によりまして所有権を取得された方の一覧となります。6名の方から提出がございました。ご確認ください。</p> <p>続きまして、報告第50号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、下記のとおり報告する。令和6年10月25日提出、行方市農業委員会長 椎名 勇。</p> <p>こちらは合意解約により賃貸借権を解約した通知があった一覧となります。案件は14件でございます。</p> <p>続きまして、報告第51号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、下記のとおり報告する。令和6年10月25日提出、行方市農業委員会長 椎名 勇。</p> <p>こちらは先月提出いただきました委員さんの活動記録を集計したものとなります。こちらもご確認をお願いします。以上です。</p>
議 全 議	<p>長 報告案件について審議を求めます。ご異議ございませんか。</p> <p>員 異議なし。(全員一致)</p> <p>長 異議なしと認めます。</p>
	<p>(閉会宣告) 午後 3時56分</p>
議	<p>長 これにて、本総会に付議された案件の審議は全て終了しました。よって、第12回総会を閉会いたします。ご苦労さまでした。</p>